

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 平成26年3月31日時点の実施状況 |
|---|-------------------------------|---|---------------------------|----------------|---|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 4 | 電気主任技術者の不選任承認範囲の拡大 | 太陽電池発電設備に係る電気主任技術者の不選任承認範囲について、2,000kW未満への引上げ可能性について検討し、技術動向や安全性の状況を踏まえて見直しを行う。 | 平成24年度検討・結論、結論を得次第必要に応じ措置 | 経済産業省 | 平成25年3月開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会において、太陽電池発電所のみならず、風力発電所、水力発電所、火力発電所(燃料電池発電所を除く。)についても、電気主任技術者の不選任承認(外部委託)範囲を2,000kW未満に引き上げても、必要な保安水準は確保されるとの結論が得られたため、電気事業法施行規則等の改正を行った。(平成25年6月28日措置済) |
| 5 | 太陽熱等に関する環境価値取引促進のための熱量推計方法の確立 | サンプリング調査を基にした熱量の推計は計量法上の諸規制の適用対象外であるところ、グリーン熱証書の普及を図るべく、技術的な実証を重ねることにより、再生可能エネルギー熱に係る熱量推計手法を確立する。 | 平成25年度結論 | 経済産業省 | 再生可能エネルギー熱に係る熱量推計手法の信頼性を高めるため、全国125箇所に設置した再生可能エネルギー熱利用設備及び計測機器を用いて、サンプリング調査を基にした熱量の推計や特定計量器によらない簡易な方法による計測データの収集を行うとともに、計測したデータの比較、分析を行い、計測手法を確立した。今後、これらの計測手法に基づいた環境価値の取引に向けて、必要な信頼性を確保するための運用方法等について検討を進める。 |
| 10 | 風力発電の導入促進に係る審査の一本化 | 風力発電設備(洋上風力発電設備を含む)に関する審査について、建築基準法上の審査基準と電気事業法上の電気工作物に求められる技術基準の内容を整理した上で、太陽電池発電設備と同様に電気事業法上の審査に一本化することについて検討し、結論を得る。 なお、審査の一本化の検討に際しては、「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)1. ③再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し)に基づき、建築基準法における評価基準の妥当性に関する検討結果を踏まえた整理を行う。 | 平成24年度検討・結論、結論を得次第措置 | 経済産業省 国土交通省 | ・経済産業省においては、産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会の下に「風力発電設備構造強度ワーキンググループ」を設置し、電気事業法への審査一本化の具体的方策について検討した結果、電気事業法において建築基準法と同等以上の保安水準を確保することができ、電気事業法への一本化は可能であるとの結論を得た。平成25年3月開催の電力安全小委員会においても、ワーキンググループでの結論が了承されたため、風力発電設備については、平成26年4月から電気事業法による審査に一本化する。 ・国土交通省においては、「建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受ける者として国土交通大臣が指定する工作物を定める件(平成23年国土交通省告示第1002号)」の改正を行い、平成26年4月に電気事業法の規制を受ける風力発電設備を建築基準法及びこれに基づく命令の規定により規制される工作物から除外する。 ・なお、風力発電設備に関する構造基準の合理化については、国土交通省において、一般社団法人日本風力発電協会と協議を進めた結果、一部(JIS材と国際規格・海外規格材との比較や受け入れ、アンカーボルトの基準強度の制定)については、平成24年9月に結論を得て、関係機関等に「風力発電設備に使用する海外規格品鋼材の建築基準法の取扱いについて(技術的助言)」(平成25年3月29日建築指導課長通知。国住指4777号)を周知したところ。高度な計算方法の緩和についても、平成25年3月に一定の条件の風力発電設備に対して結論を得たため、平成25年6月に性能評価機関及び事業者にも周知し、措置したところ。 |
| 11 | 風力発電施設に係る航空障害灯等の設置免除の基準の緩和 | 風力発電施設に係る航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の基準について、航空機の航行の安全の確保に留意しつつ、海外の基準の状況を精査し、設置間隔の拡大について検討し、結論を得る。 | 平成24年度検討、平成25年度早期結論 | 国土交通省 | 国内外における風力発電施設に対する障害灯の設置基準及び設置状況の調査結果を踏まえ、運航者、風力発電施設設置者及び学識経験者の参加を得て、航空障害灯の設置間隔の拡大について検討を行い、平成25年5月に結論を得た。 上記結論に基づき、平成26年1月17日に「航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準」(昭和43年10月23日付け空航第387号国土交通省航空局長通達)及び「航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準等の事務処理基準」(平成18年5月9日付け国空保第8号国土交通省航空局長通達)等を改正し、風力発電機群を形成する風力発電機について、一定条件下において航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の対象を拡大したところ。 |

※前回調査(平成25年4月1日時点)の結果、措置された項目を除き調査を実施

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 平成26年3月31日時点の実施状況 |
|---|------------------------|--|--|--------------|---|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 15 | 地熱発電所の熱水の多目的利用 | 水質汚濁防止法の趣旨を踏まえ、熱水の多目的利用についての基本的な考え方を整理し、周知する。 | 平成24年度措置 | 環境省 | 水質汚濁防止法の趣旨を踏まえた熱水の多目的利用についての基本的な考え方を、環境省ウェブサイト上に掲載済み。 (http://www.env.go.jp/water/chikasui/gpp/hydrothermal.html) |
| 20 | 小水力発電に係る従属発電に関する登録制の導入 | 農業用水の水路など既許可水利権の範囲内での従属発電については、河川の流量への新たな影響が少ないことから、従属発電における適正な水利使用を担保する措置、費用負担、従属元である農業用水等の利水者と発電事業者との関係等について整理を行い、手続の簡素化・合理化を図るため、登録制を導入する。 | 平成24年度検討、可能な限り速やかに措置 | 国土交通省 | 登録制の導入については、「水防法及び河川法の一部を改正する法律」(平成25年法律第35号)にて実施済み(平成25年12月11日施行)。 |
| 25 | サーマルリサイクル条件の見直し | バイオマス発電の普及促進の観点から、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の熱回収(サーマルリサイクル)条件の在り方について、循環型社会形成推進基本法に定める循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則も踏まえ検討を行い結論を得る。 | 平成24年度検討開始、平成25年度中を目途に結論 | 農林水産省 環境省 | 平成24年12月に改正食品リサイクル法施行から5年経過し、改正法附則に定められた施行状況の点検時期が到来したことを受け、平成25年3月から食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の合同会合において、食品リサイクル法の点検を行っており、平成26年3月31日の合同会合において、熱回収の条件の在り方の方向性について審議を終えたところ。当該方向性も含めた形で、早期に取りまとめを予定。 |
| 31 | 国有林野の貸付対象に関する見直し | ①農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律が成立した場合、同法の規定に基づき市町村の認定を受けた「設備整備計画」に記載された再生可能エネルギー発電設備を国有林野に設置するときは、一定条件の下、包括協議において、公共用、公用又は公益事業の用に供するものとして、随意契約により、国有林野の使用を認める。 | 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律が成立した場合、その施行後速やかに措置 | 財務省 農林水産省 | 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(平成25年法律第81号)が平成25年11月に成立・公布されたことを受けて、再生可能エネルギー発電施設の設置のための国有林野の貸付に係る包括協議を整え、「予算決算及び会計令及び予算決算及び会計令臨時特例の規定に基づき随意契約によって国有林野の産物又は国有財産を売り払う場合等について」(平成25年3月29日付林国管第172号林野庁長官通知)を平成26年3月31日付で改正し、同法に基づく認定を受けた再生可能エネルギー発電施設の用地として地方公共団体が土地を借受け、事業者に転貸することについて、随意契約により、国有林野の使用を認めることとした。 なお、本件については、同法の施行期日以降に適用することとしている。 |
| 35 | 送電における広域的運用の拡大 | ②送電における広域的運用の拡大については、連系線の利用方法等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 広域的運営の拡大については、広域的運営推進機関の創設などを盛り込んだ「電力システムに関する改革方針」を平成25年4月に閣議決定し、広域的運営推進機関の創設やその業務内容等を規定した「電気事業法の一部を改正する法律」(平成25年法律第74号)が平成25年11月に成立した。今後、同法の公布の日から2年6月を超えない範囲内に広域的運営推進機関を設立予定であり、そのための準備を進めているところ。 |

※前回調査(平成25年4月1日時点)の結果、措置された項目を除き調査を実施

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 平成26年3月31日時点の実施状況 |
|---|---------------------------------------|--|---------------------|-------|---|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 39 | 発電所設置に係る環境影響評価の審査手続の迅速化 | 風力発電等における環境影響評価手続に活用できる環境基礎情報の整備・提供を行うとともに、現状の課題点等について事業者へのヒアリングを行いつつ、評価項目の絞り込みや審査期間の短縮など、運用上の工夫によって、環境影響評価法に基づく手続の簡素化・迅速化を図る。 | 平成24年度措置 | 環境省 | <p>【環境基礎情報の整備】</p> <p>平成24年度以降、事業者が環境影響評価において活用できる環境基礎情報を収集整備する「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」を実施。平成25年12月27日に、収集した環境基礎情報等を事業者や自治体担当者等が利用しやすいようにGISデータで提供するデータベースシステムを仮公開。平成26年度においては、データベースシステムを本公開するとともに、引き続き当該事業を実施し、更なる環境基礎情報の収集を行う。</p> <p>【評価項目の絞り込み】</p> <p>個別の案件ごとに事業特性や地域特性に応じてメリハリのある環境影響評価を促すべく、風力発電に関する環境省の審査のポイント等を整理した「風力発電事業の円滑な環境アセスメントの実施に向けて」(平成25年7月5日)を公表。また、風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例(平成25年6月)を公表。</p> <p>【審査期間の短縮】</p> <p>国と自治体の審査を同時並行で進めること等により実質的な審査期間を確保した上で、知事意見の提出から経済産業大臣の勧告までを、方法書(実績18件)については、平均14.2日(従来30日程度)、準備書(実績1件)については17日(従来90日程度)での審査となっており、手続上、審査期間の短縮を実現している。</p> <p>また、都道府県の環境影響評価担当部局に対し、「風力発電所設置の際の環境アセスメントに係る審査の迅速化について(技術的助言)」(平成25年6月20日)を発出し、最も短縮化できている事例を目安として各都道府県が目標を設定して審査期間の短縮に努めるよう要請した。</p> |
| 47 | 一定規模以上の発電事業者の電気事業法における位置付けの明確化(公益特権等) | 電気事業法における発電事業者の位置付けについて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | <p>電気の小売業への参入の全面自由化に伴う発電事業の創設等の事業類型の見直しを盛り込んだ「電力システムに関する改革方針」を平成25年4月に閣議決定し、事業類型の見直し等を規定した「電気事業法等の一部を改正する法律案」を平成26年2月に国会に提出したところ。詳細な規定の内容については、今後検討を進めることとしている。</p> |
| 48 | 発電所建設の促進(コロケーションルールの整備) | 発電所建設の促進については、制度的措置を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | <p>平成24年9月に取りまとめた「新しい火力電源入札の運用に係る指針」においては、「入札実施会社においては、当面利用の予定がない自社遊休地について、土地を開放して第三者が発電所を建設する形での入札についても検討すべきである」としている。</p> <p>また、発電投資の基礎情報となる「系統情報」の公表については、平成24年12月に、情報の公表範囲の拡大、一般電気事業者の送配電部門による電源設置者等にとって検証可能な情報の提供等を内容とする「系統情報の公表の考え方」を指針として定め、平成26年3月に広域的運営推進機関の創設に合わせ、同機関の系統情報の公表のあり方について、改訂を行ったところである。</p> <p>さらに、新たな事業類型として発電事業を規定し、発電事業者に公益特権を付与すること等を盛り込んだ「電力システムに関する改革方針」を平成25年4月に閣議決定し、関連する事項を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する法律案」を平成26年2月に国会に提出したところ。</p> |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 平成26年3月31日時点の実施状況 |
|---|------------------------------------|--|---------------------|-------|--|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 51 | 電力系統利用協議会 の中立化(組織の見直し) | 一般社団法人電力系統利用協議会の中立、公平、透明性を向上させるための改善等を検討し、結論を得る。 | 平成23年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめ、現在一般電気事業者等が行っている、託送供給等の業務を支援する送配電等業務支援機関の枠組みは廃止し、新たな枠組みを構築することとしている。新たな枠組みである、広域的運営推進機関の創設などを盛り込んだ「電力システムに関する改革方針」を平成25年4月に閣議決定し、同機関の創設やその業務内容等を規定した「電気事業法の一部を改正する法律」(平成25年法律第74号)が平成25年11月に成立した。今後、同法の公布の日から2年6月を超えない範囲内に広域的運営推進機関を設立予定であり、そのための準備を進めているところ。 |
| 54 | 特定電気事業制度の見直し①(域内電源比率) | 特定電気事業の在り方については、小売自由化範囲の拡大の検討と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成25年4月に閣議決定した「電力システムに関する改革方針」に基づき、電気の小売業への参入の全面自由化を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する法律案」を平成26年2月に国会に提出したところ。小売全面自由化の実施に伴い、特定電気事業を廃止するとともに、現に特定電気事業を営んでいるものに対する経過措置を盛り込んでいる。 |
| 56 | 同時同量制度の見直し | 同時同量の在り方については、計画値同時同量制度等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめ、一般電気事業者については計画値同時同量制度を導入し、新電力については計画値同時同量又は30分同時同量制度の選択制を導入する方針が示された。 また、平成26年2月に、計画値同時同量制度を導入するため、発電用の電気工作物を維持・運用する者に対するインバランス供給である「発電量調整供給」を創設すること等を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。詳細については、電力システム改革小委員会の下に設置した制度設計WGにて検討を進めているところ。 |
| 57 | アンシラリーサービス 料金の見直し(アンシラリー市場の創出等) | アンシラリーサービスの在り方については、その調達方法等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめた。同報告書では、アンシラリーサービスに必要となる系統運用のための調整力としての電源の調達については、系統運用者が供給力を市場からの調達や入札等で確保した上で、その価格に基づき、リアルタイムでの需給調整・周波数調整に利用するメカニズム(リアルタイム市場)を導入することが適当であることが示されており、詳細については、電力システム改革小委員会の下に設置した制度設計WGにて検討を進めているところ。 |
| 58 | インバランス料金の引下げ | インバランス料金の在り方については、その算定方法等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめ、現行のインバランス料金制度については見直す方針が示された。制度の詳細については、海外事例の分析等も踏まえて、電力システム改革小委員会の下に設置した制度設計WGにて検討を進めているところ。 |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 平成26年3月31日時点の実施状況 |
|---|----------------------------|---|---------------------|-------|--|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 60 | 託送料金の引下げ・透明化②(長期増分費用方式) | 託送料金の在り方については、その算定方法等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成26年2月に提出した「電気事業法等の一部を改正する法律案」において、電気の小売業への参入の全面自由化後の託送料金については、総括原価方式に基づく認可制とすることとしている。詳細については、電力システム改革小委員会の下に設置した制度設計WGにて検討を進めているところ。 |
| 64 | 自己託送サービスの在り方(需要場所の要件緩和等) | 自己託送サービスの在り方については、需要場所の要件の緩和等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめ、自己託送が認められる範囲や、一般電気事業者に対して料金規制や託送供給義務を課すとともに、同時同量義務について一定の緩和措置を講ずるなど、制度化をすることが適当という方針が示された。平成25年11月に、自己託送の制度化を盛り込んだ「電気事業法の一部を改正する法律」(平成25年法律第74号)が成立したことを受け、平成25年12月6日に、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成25年経済産業省令第59号)を公布するとともに、「自己託送に係る指針」を定めた。(省令、指針ともに、平成26年4月1日施行) |
| 69 | スマートメーターの導入促進③(遅延の見直し) | 新電力が一般電気事業者から計測データを受領するまでの時間について、一般電気事業者によって差異が生じている状況を踏まえ、同時同量制度の在り方について、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめ、一般電気事業者については計画値同時同量制度を導入し、新電力については計画値同時同量又は30分同時同量制度の選択制を導入する方針が示された。詳細については、電力システム改革小委員会の下に設置した制度設計WGにて検討を進めているところ。 |
| 72 | 需要家の選択肢拡大のための小売自由化範囲の拡大の検討 | 小売自由化範囲の拡大については、競争環境整備の検討と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成25年4月に閣議決定した「電力システムに関する改革方針」に基づき、家庭等の小口需要家も含めた電気の小売業への参入の全面自由化を実施するための「電気事業法等の一部を改正する法律案」を平成26年2月に国会に提出したところ。制度の詳細については、電力システム改革小委員会の下に設置した制度設計WGにて検討を進め、平成28年を目途にこれを実施することを予定。 |
| 73 | 電力市場における競争活性化策の検討①(市場支配力) | ②経済産業省においては、電力市場における競争の活性化策について、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめ、電力市場における競争の活性化策については、卸電力市場の活性化や、発電・小売の全面自由化、送配電の中立化などの方針が示された。平成25年4月に政府の方針として「電力システムに関する改革方針」を閣議決定し、電力システム改革小委員会の下に設置した制度設計WGにおいて、卸市場の活性化状況についてのモニタリングを進めているところ。発電・小売の全面自由化については、平成26年2月に「電気事業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出したところであり、平成28年を目途にこれを実施する。送配電の中立化については、必要な法律案を平成27年の通常国会に提出することを目指し、平成30年から平成32年までを目途にこれを実施する。 |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 平成26年3月31日時点の実施状況 |
|---|-----------------------------------|--|---------------------|-------|--|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 74 | 電力市場における競争活性化策の検討②(供給区域) | ②経済産業省においては、電力市場における競争の活性化策について、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめた。同報告書においては、小売市場における競争を促すため、需要家が供給者や電源を選択できるようにし、現在、一般電気事業者による地域独占が法定されている家庭等の小口部門への参入を全面的に自由化する方針が示され、同内容を含む「電力システムに関する改革方針」を平成25年4月に閣議決定した。平成26年2月に、電気の小売業への参入の全面自由化のための「電気事業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出したところであり、本則上、小売電気事業者に係る供給区域を撤廃することとしている。 |
| 75 | 規制分野の電気料金における供給約款料金と選択約款料金の区分の明確化 | 規制分野における電気料金の在り方については、小売自由化範囲の拡大の検討と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成25年4月に閣議決定した「電力システムに関する改革方針」において、電気の小売業への参入の全面自由化後、一定の経過措置期間を経た上で、料金規制の撤廃を行う方針が示された。平成26年2月に、電気の小売業への参入の全面自由化を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出したところであり、現在の一般電気事業者に対しては、電気の小売業への参入の全面自由化後、自由料金による電気の供給を行うことを認める一方、当分の間、規制料金による電気の供給を拒んではならない旨の経過措置を課すこととしている。また、小売料金の全面自由化に必要な法律については、平成27年の通常国会への提出を目指し準備を進める。 |
| 76 | 需要側の取組の活用(節電取引) | 需要側の取組の活用については、ネガワット取引等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめた。同報告書では、デマンドレスポンスやネガワットなど、需要側の取組の導入を最大限進めていけるよう、スポット市場での取引のみならず、1時間前市場やリアルタイム市場における供給力・供給予備力の確保や、容量市場での取引について、必要な制度を整備していくという方針が示された。詳細については、電力システム改革小委員会の下に設置した制度設計WGにて検討を進めているところ。 |
| 77 | スマートコミュニティの実現 | スマートコミュニティの実現については、特定電気事業の在り方と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。 | 平成23年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成25年2月、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革専門委員会報告書」を取りまとめた。同報告書では、特定電気事業については廃止の方針が示され、自営線供給については、大規模電源のみに依存するリスクを避け、多様な電力供給システムを実現するという観点から、分散型電源を活用し需要家に直接供給する自由度という観点も考慮した制度的位置付けとする方針が示された。平成26年2月に、電気の小売業への参入の全面自由化に伴う特定電気事業の廃止や特定送配電事業の創設等を含む小売の全面自由化に伴う事業類型の見直しを盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出したところであり、詳細については、更に検討を進める。 |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 平成26年3月31日時点の実施状況 |
|---|-------------------------|---|---------------------|----------------|--|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 81 | 住宅・建築物のラベリング制度の充実 | 新築住宅及び中古住宅に関して、住宅性能表示制度等を活用し、住宅の省エネ性能を評価するラベリング制度の充実を図る。 | 平成24年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 国土交通省 | 「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号、平成25年1月31日公布、平成25年10月1日施行)」(省エネ基準)を見直した中で一次エネルギー消費量を導入したことに伴い、「日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)」等の改正により、新築住宅について住宅性能表示制度を見直し、一次エネルギー消費量についても評価することとしたところであり、平成26年2月25日公布、平成27年4月1日施行(一部は公布日施行)予定である。また、住宅・建築物を対象とした総合的なラベリング制度として、「建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)」は、平成25年4月より一次エネルギー消費量を新たに評価項目とする変更を行った。さらに非住宅建築物を対象とし、一次エネルギー消費量に特化したラベリング制度として、「建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)」を平成26年春より開始予定である。 |
| 84 | 家庭用燃料電池の技術基準に関する規制緩和 | 家庭用燃料電池の技術基準につき、事業者の意見を踏まえ、安全性に係る技術的確認が得られ次第、見直しを行う。 | 平成24年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成24年12月開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会において審議した結果、了解が得られたため、電気事業法に基づく省令等の改正を行い、熱交換器の下流の排気ガスが通ずる配管の材料については、排気ガス温度に条件を付した上で、従来の不燃性のものに加え、難燃性のものも認めることとした。(平成25年5月17日措置済) |
| 90 | 農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化 | 農地の区画・形質に面的な変更を加える場合には、農地転用許可を受けることが基本であるが、農地におけるガス工作物の設置に係る取扱いについて、都市ガス事業者に対してヒアリングを行い、必要に応じて農地制度上の取扱いについて検討を行い、結論を得る。 | 平成24年度検討・結論 | 農林水産省 | 平成26年1月10日付けで農地法施行規則の一部を改正する省令(平成26年農林水産省令第2号)を公布・施行し、一般ガス事業者等がガス導管の変位の状況を測定する設備等を設置するために行う農地転用の許可を不要とした。 |
| 93 | 熱供給事業法への燃料費調整制度の導入 | 熱供給事業への燃料費調整制度の導入について、事業者の意見を踏まえて、検討し結論を得る。 | 平成24年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 電気事業、ガス事業において、原燃料費調整制度が導入されていることを踏まえ、一定の効率化が図られているなどを前提に熱供給事業法の運用を柔軟化し、事業者からの申請に対応する形で、平成25年6月に燃料費調整条項の入った供給規程の認可を行った。 |
| 94 | 熱料金改定時の認可手続の見直し | 熱料金改定時の認可手続の見直し(値下げ時の届出制導入)について、事業者の意見を踏まえて、検討し結論を得る。 | 平成24年度検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 平成26年2月に原案を公表した「エネルギー基本計画(案)」においては、「電力・ガスのシステム改革と併せて、熱供給事業に関するシステム改革を徹底的に進めていくことにより、熱電一体供給も含めたエネルギー供給を効率的に実施できるようにするため、制度改革を含めて、熱供給事業の在り方を見直しを検討する」とされた。 熱供給事業制度の在り方については、引き続き、電気事業制度及びガス事業制度に係る議論との整合性に留意しつつ、需要家ニーズの調査を実施するなど現行の熱供給事業制度の課題を抽出し、当該制度の在り方を見直しを検討する。 |

| エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 平成26年3月31日時点の実施状況 |
|---|---------------------------------------|---|---------------------------------|--------------|--|
| 番号 | 事項名 | 規制・制度改革の内容 | 実施時期 | | |
| 95 | 天然ガス自動車等の高圧ガス容器に関する保安基準への海外規格の追加 | ①天然ガス自動車等に搭載される高圧ガス容器の規格について、国連欧州経済委員会規則(UNECE規則)の67番(液化石油ガス自動車)、110番(圧縮天然ガス自動車)の規格の安全性について民間団体等に設置される検討会等における検証結果により安全性が確認された場合には、高圧ガス保安法、容器保安規則等の見直し等に向けた検討を行う。 | 平成24年度以降検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 各民間団体において検討会が創設され安全性を評価中。現在、適宜各民間団体で行われている安全性の評価状況を注視しているところ。 WP29においてIWVTAを検討中。 |
| | | ②天然ガス自動車等に搭載される高圧ガス容器の規格について、国連欧州経済委員会下の自動車基準認証フォーラム(WP29)において検討中の、車両等の型式認証を相互承認する制度(IWVTA)についての合意内容を踏まえ、IWVTAの窓口である国土交通省と調整の上措置する。なおWP29におけるIWVTAの議論においては、我が国が安全と考える高圧ガス容器の規格について必要な提案を行う。 | IWVTAについては、2016年3月までの合意を目指している。 | | |
| 97 | 天然ガス自動車等のガス容器取付けに関する試験方法の見直し | 天然ガス自動車等のガス容器取付けに関する試験方法について、国際基準調和を図るため、国連自動車基準調和世界フォーラム等における検討を踏まえ、車両等の型式認定相互承認協定(略称)に基づく認定規則の妥当性を検証した上で、国内基準として、導入する。 | 平成24年度以降検討、結論を得次第、速やかに措置 | 国土交通省 | 天然ガス自動車等のガス容器取付けに関する試験方法について、平成26年2月13日に国内関係法令を改正し、車両等の型式認定相互承認協定(略称)に基づく認定規則を国内基準として導入した。 |
| 99 | 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の充填終了圧力の緩和 | 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の充填終了圧力等について、安全性を示す十分な実験データ等が提示された場合には、緩和について検討を開始する。 | 平成24年度以降検討開始、結論を得次第措置 | 経済産業省 | 現在、民間団体で行っている安全性を示すデータ等の取得について、状況を注視しているところ。民間団体から安全性を示す十分な実験データ等の取得について提示があれば、緩和について検討を開始する。 |
| 100 | 乗用自動車及び貨物自動車の排ガス規制の緩和(日本と欧州の排ガス規制の統一) | 乗用自動車及び貨物自動車の排ガス規制について、国際基準調和を図るため、国連自動車基準調和世界フォーラム等における検討を踏まえ、速やかに中央環境審議会等で国内導入について検討し、結論を得次第導入する。 | 平成24年度以降検討、結論を得次第、速やかに措置 | 国土交通省 環境省 | 乗用自動車及び貨物自動車の世界統一試験法(WLTP)については、我が国も参画のもと国連自動車基準調和世界フォーラムにおいて平成26年3月に正式承認された。現在、中央環境審議会等における国内導入についての規制値等の検討に向けた準備を行っているところ。 |
| 103 | 環境配慮契約法における債務負担年限の見直し | ESCO事業の導入が進まない現状や課題について、債務負担年限の見直しも含めて検討を行い、必要に応じ、環境配慮契約法の見直しを行う。 | 平成24年度検討開始、平成25年度措置 | 環境省 | 環境配慮契約法基本方針検討会において、ESCO事業者及び各省庁等へのアンケート調査結果等をもとに、国等の機関においてESCO事業の導入が進まない現状や課題について議論するとともに、国庫債務負担年限の見直しについての検討を行い、以下の結論となった。 ・ESCO事業はエネルギー多消費傾向にある施設で導入可能性が高くなるが、調査の結果、多くの国等の施設でのエネルギー消費量は少なく抑えられていることがわかった。 ・これまでの国等の施設におけるESCO事業の検討事例によれば、国庫債務負担年限を延長しただけではESCO事業が導入できる可能性は低く、また事業期間が長くなればESCO事業者のリスクが増えることになりESCO事業の普及の阻害要因となることも懸念されることから、国庫債務負担年限は現行通り10箇年以内とすべきである。 ・ESCO事業の普及に当たっては、通常の更新事業とESCO事業を一体的に行う事業を推進することが効果的であり、それらを含めてESCO事業の導入可能性判断を実施するよう周知を図るべきである。 上記の検討結果を踏まえ、平成26年2月4日に環境配慮契約法基本方針の変更の閣議決定が行われ、主要設備の更新、改修計画を検討する際にはESCO事業の導入可能判断を実施することを基本方針に明記した。また、全国ブロック説明会においてESCO事業の推進について周知を行ったところであり、引き続き、各省各庁へESCO事業の導入に向け情報提供を行い、周知を図ることとしている。 |